

甲府市農業委員会 5月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年5月30日（月曜日）午後2時00分から午後2時35分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男	2 番 小松 芳彦	3 番 菊島 建	4 番 池田 哲郎
5 番 落合 洋子	6 番 關野 登	7 番 田中 由美	8 番 後藤 良仁
9 番 土屋 三千雄	10 番 越石 和昭	11 番 小澤 博	13 番 雨宮 洋文
14 番 末木 瑞夫	15 番 矢崎 正勝	16 番 塚田 泰英	

4. 欠席委員（1名）

【農業委員】

12 番 山村 忠弘

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 特定農地貸付（市民農園）の承認について
議案第3号 令和4年6月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号 耕作土搬入届出について
報告第4号 返納届について
報告第5号 許可不要農地転用届出について
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 4 年 5 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 18 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 5 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、5 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、10 番の越石和昭（こしいし かずあき）委員と、12 番の山村忠弘（やまむら ただひろ）委員になっておりますが、山村委員が本日欠席のため、13 番の雨宮洋文（あめみや ひろふみ）委員と越石委員のお 2 人をお願いいたします。なお、11 番の小澤博（おざわ ひろし）委員は、先月越石委員が欠席されたため、4 月定例総会の議事録署名委員をしていただきました。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。

今月の 5 条許可申請は、賃貸借が 5 件となっております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 5 条 No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は〇〇を行っており、現在の〇〇が〇〇になり、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇として利用する予定となっております。

続きまして議案書 2 番、地図は 2 ページの 5 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇を営んでおり〇〇に伴い新たな〇〇が必要となり、探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 3 番。地図は 3 ページの 5 条No.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇を営んでおり〇〇に伴い新たな〇〇が必要となり、探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 2 ページ 4 番 5 番は関連案件です。地図は 4 ページの 5 条 No.4、5 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は 〇〇を行っており、現在の〇〇が〇〇になり、受注増加による〇〇の一環として、〇〇が必要となり、新たな用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 1 号については、決定します。この議案のうち、1000 m²以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ

以外の案件は 1000 ㎡未満ですので許可書を交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号 特定農地貸付の承認について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

議案書 3 ページ 1 番。地図は 5 ページの特定農地貸付をご覧ください。

特定農地の貸付は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律で定められており、法第 3 条の特定農地貸付け、いわゆる市民農園の承認を求める案件です。

申請地の所在・地目・面積・申請者等については議案書記載のとおりです。

申請者は、農業者以外の者が〇〇をとおして、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園として〇〇区画を貸付けにし、貸付けたいとのことです。

申請者は、特定農地貸付規定を定めております。

また、貸付期間は〇〇年間とし、賃料は〇〇区画当たり〇〇円となっており、開設規模については、〇〇区画〇〇㎡で、計〇〇区画の計画となっております。

なお、この農園につきましては、〇〇年前に一番初めに市民農園の承認を受けまして、市民農園の承認は一度の承認が最長〇〇年間になっており、これが今回切れることから、また継続をしたいという申込みになっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 特定農地貸付の承認について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 2 号については、決定します。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。議案書4ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、山梨県農業会議へ諮問案件は6件でした。

総会案件のうち、農地法5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書5ページからは令和4年4月20日から令和4年5月11日までに受付をしました市街化区域における5条届出、8ページから9ページ10ページは各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思えます。

つぎに、議案第3号 令和4年6月告示分 農用地利用集積計画について、事務局より説明してください。

また、関連がありますので、報告第6号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第3号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転2件、新規設定6件、再設定3件、計11件の申し出がありました。

議案書11ページの表は、所有権移転です。

二川・中道北地区からの申し出がありまして、合計面積は758㎡です。

議案書13ページの表は、新規設定です。

二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は8,182.68㎡です。

中段の表は、令和4年度の目標面積113,400㎡に対し、設定面積は36,591㎡、達成率は32%です。

続いて14ページの表は、再設定です。

千代田・中道北地区からの申し出があり、合計面積は2,984㎡です。

中段の表、令和4年度の目標面積280,700㎡に対し、設定面積は25,856㎡、達成率は9%です。

15ページ1番から16ページ6番は新規設定です。

17ページ7番から8番は再設定です。

18ページ9番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。

12 ページ 1 番をご覧ください。譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡を耕作していますが、一部〇〇として〇〇予定です。

今回取得する農地は、譲受人の所有する農地が〇〇として〇〇に〇〇されるため、〇〇として農地を取得するものです。土地の購入に係る費用負担は〇〇となります。利用目的は、〇〇です。

農林水産省より、「〇〇により〇〇された農地等の〇〇として〇〇の面積の農地等の権利取得をすることについては、農地法第 3 条の〇〇であっても〇〇となるよう、農用地利用集積計画を作成、公告ができる」旨の通知がありました。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を作成し所有権移転を行う場合においては、〇〇に認定農業者の要件を設定し運用しております。譲受人は〇〇ではありませんが、農林水産省からの通知の趣旨を踏まえ、今回の案件は〇〇により〇〇された農地の〇〇として農地の権利取得をするものであり、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しておりますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たすと判断されます。

続いて、12 ページ 2 番をご覧ください。譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

譲受人は〇〇ですが、今後、〇〇様に〇〇を予定しており、〇〇を凶るため、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、新規就農者の案件を説明します。借り手が同じ 2 つの案件を同時に説明いたします。16 ページ 4 番と 6 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、〇〇にある農園で働きながら、〇〇を習得されました。当該農地では、〇〇し、〇〇に出荷予定です。〇〇は今回借り受ける農地の所有者から借りるとのことです。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 19 ページをご覧ください。

今月は 2 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転や新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

まず、所有権移転の1番の案件について、大里・国母地区の菊島委員から補足説明をお願いします。

○大里・国母地区委員（菊島委員）

この方はですね、ちょうどまとまって〇〇がありまして、その中を〇〇に農地が出ているところがあり、〇〇がちょっと〇〇が通って、そこをじゃあ〇〇にはならないけど、〇〇の形を少し〇〇と相談になりまして、こんな格好になります。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つづきまして、所有権移転の2番の案件について、上曽根地区の小澤委員から補足説明をお願いします。

○上曽根地区委員（小澤委員）

移転を受けるものは〇〇歳で〇〇で〇〇かなということなんですが、説明のとおり〇〇が担ってるということでございます。今まで〇〇していたんですが、ここが〇〇でとられてしまうということで、変わりに探していたんですが、この〇〇が見つかったということで何ら問題はなかるうかとそう判断をしているところでございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つづきまして、利用権設定の4番と6番の案件について、白井地区の土屋委員から補足説明をお願いします。

○白井地区委員（土屋委員）

4番と6番の案件ですが、新規就農者は〇〇歳、住所は〇〇になっているんですが、私の〇〇と〇〇では、〇〇ひとつはさんで〇〇なんです。私の〇〇から〇〇mのところへ新規就農者の〇〇がございまして、実は農業したいと。私もそうはいつでも〇〇だから、〇〇へ行きまして、本人ならびに〇〇したところ、〇〇と〇〇がいるんです。今現在、農家の〇〇で〇〇ながら、その〇〇で〇〇をたっている、それでは〇〇が足りないからさらに〇〇まして、〇〇しているという状況ですので、私たまたま〇〇に〇〇がございましたので、本人と〇〇にその〇〇のもとに行きまして、そして実は、この方が農業したいんだけど、農地を〇〇と言ったところ、私も〇〇になったからできたら誰かに〇〇と思ったと。けども君は〇〇のになかなか〇〇だと。ついては私に〇〇があり、〇〇は切れてるけど、お前に〇〇と、〇〇と言うようなことの中で、〇〇だと。〇〇等は〇〇から借り受けて農業すると、そしてそこへ当初〇〇を作

る予定だって、ちょっと土地が〇〇するから、〇〇は〇〇した方が良いというようなことで、〇〇を蒔け、そして〇〇を植えたいというようなことで、〇〇の、〇〇から〇〇まで距離があるんですが、そちらの方へ〇〇を作るというようなことで、お前わざわざ〇〇へ〇〇こともないじゃないかということを行ったんですけど、向うもやっぱり〇〇ですから、〇〇はできません、〇〇を見させてくださいと、〇〇の方へ〇〇と、まあ〇〇って今の〇〇は〇〇ですが、一応私〇〇しているところでございます。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第3号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

また、報告第6号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、5月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時35分 閉会